

れいわ ねんど ねんど
令和6年度(2024年度)

しょう じけいかくそうだんしえんじぎょう
障がい児計画相談支援事業

じゅうようじ こうせつめいしょ
重要事項説明書

じどうしめい
(児童氏名)

さま
様)



かどましりつ はったつしえん
門真市立こども発達支援センター

ちいきしえん
地域支援グループ

かどましおおあざきたじま ばんち
〒571-0025 門真市大字北島546番地

TEL: (072) 800-7701

FAX: (072) 800-7300

れいわ ねん がつしよはん
令和6年7月初版

目次

1	サービスを提供する事業者の概要	1
2	事業所の概要	1
3	施設の概要	2
4	事業実施対象地域	2
5	運営方針	3
6	サービス提供職員の配置状況	4
7	職員の勤務時間	4
8	サービスの営業及び提供時間	4
9	職員の職務内容	4
10	支援サービス	5
11	申込み(利用)手続き	6
12	障がい児支援利用援助費について	6
13	提供する障がい児相談支援の利用者負担額について	7
14	交通費の支払い方法について	7
15	苦情等申立先	9
16	緊急時の対応	9
17	損害賠償保険への加入	9
18	非常災害時の対策	9
19	事業所を利用する際の留意事項	10
20	個人情報の取扱い	10
21	虐待防止及び身体拘束等について	10
22	協力医療機関	11
23	提供するサービスの第三者評価の実施	11

重要事項説明確認書

この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの障がい児計画相談支援事業（基本相談支援）（以下「障がい児相談支援」といいます。）の利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上やご利用に際して注意していただきたいことを説明するものです。

1 サービスを提供する事業者の概要

運営事業者の名称	門真市立こども発達支援センター 共同事業体 代表法人 社会福祉法人 晋栄福社会 社会福祉法人 治栄会 / 社会福祉法人 愛光会
所在地/電話番号(代表法人)	大阪府門真市北島町12番20号 / 072-881-8202
代表者氏名(代表法人)	理事長 濱田 和則
設立年月日	昭和54年2月

2 事業所の概要

事業所の種類	障がい児相談支援事業所(名称:SUN) ※ 開設年月日:令和6年4月1日		
事業の目的	障がい児相談支援では、こどもの個別の発達段階や家庭環境、特性などを詳細に把握し、そのこどもや家族が抱える課題やニーズを理解します。また、把握した情報をもとに、専門の支援者が適切な支援プランを立案し、こどもや家族に提供します。 さらに、支援プランの実施においては、こどもや家族の自己効力感や能力を向上させることを目指します。その他、こどもや家族にだけでなく、地域の理解や協力を促進し、こどもや家族がよりよい環境で成長できるよう支援します。		
事業所の名称	門真市立こども発達支援センター		
事業所の所在地	門真市大字北島546番地		
電話番号	072-800-7701	FAX番号	072-800-7300
管理者氏名	センター長 倉澤 裕基		
開設年月日	平成26年4月1日	指定管理開始年月日	令和6年4月1日

3 施設の概要

(1) 施設 (門真市民プラザ内)

たてもの 建物	こうぞう 構造	てっきん づくり かいだて うち かい かい 鉄筋コンクリート造 4階建 (内1階から3階までがセンター)
	のべゆかめんせき 延床面積	2,920.66㎡

(2) 主な設備

かい しゅるい 1階：種類	しつすう 室数	かい しゅるい 2階：種類	しつすう 室数	かい しゅるい 3階：種類	しつすう 室数
エントランス	1	ホール	1	まちあいしつ 待合室	1
ホール	1	おんがくりょうほうしつ 音楽療法室	1	じむしつ 事務室	1
じむしつ 事務室	1	ほごしゃひかえしつ 保護者控室	1	かんかくとうごうしつ 感覚統合室	1
ほいくしつ 保育室(トイレ付)	5	かいぎしつ 会議室	1	こべつめんせつしつ 個別面接室	1
だつしつ 脱衣室	1	ほいくしつ 保育室(トイレ付)	4	こべつりょういくしつ 個別療育室	3
シャワールーム	1	サンルーム	1	けんさしつ かんさつしつとう 検査室/観察室等	かく 各1
せいようしつ 静養室	1	スヌーズレン	1	リラックスルーム	1
そうだんしつ 相談室	4	プレイルーム	1		
しゅうかいしつ 集会室	1	くんれんしつ 訓練室	1		
ちょうりしつ 調理室	1	しつ しつ ST室/OT室	かく 各1		
		フリールーム	1		
		じむしつ 事務室	1		
		きゅうけいしつほか 休憩室他	2		

かい たもくてき
○ 1~3階:多目的トイレ

かい ひなんようすべ だい
○ 2・3階:避難用滑り台

エーイーディー だいはいび
○ A E D:1台配備

4 事業実施対象地域

げんそく かどましぜんいき
原則として門真市全域

5 運営方針

○ 「気になる段階」からの早期支援

こどものすこやかな成長のためには、心身の発達がめざましい乳幼児期に、「より良い環境」を整え、「適切な療育」を進めることが重要と言えます。

そのことから、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域と緊密に連携し、「気になる段階」から支援に努めてまいります。

○ 的確なアセスメントに基づいた療育

発達の気になるこどもの一人ひとりの個性やニーズを的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすことができる療育を目指します。さらに、施設の持つ専門性を地域に還元し、地域の療育の支援に繋げていきます。

○ こどもと家庭のエンパワメント支援と、ライフステージに応じた一貫性のある支援

発達の気になるこどもやその家族が、その能力や生きる力を発揮し、主体的に社会生活を営めるよう、こどもの「自ら伸びる力」と保護者の「こどもの育ちを支える力」を引き出す支援を行います。あわせて、地域で意欲ある生活が送れるよう、障がい児支援への啓発等を行い、地域の理解を高めるための活動に努めていきます。そして、発達の気になるこどもがこころ豊かな地域生活を送れるよう、各関係機関と協働・連携し、こどものライフステージ全般を見通した総合的な支援につなげていきたいと考えます。



6 サービス提供職員の配置状況

令和6年4月1日現在

職種	員数	区分				配置基準・要件等
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者(センター長)	1		1			原則、専ら当該事業所の管理業務に専従
相談支援専門員	2	2				—

7 職員の勤務時間

主な勤務時間

- ① 午前8時～午後5時 ② 午前8時15分～午後5時15分
 ③ 午前8時30分～午後5時30分
 (年末年始・祝日・土日を除く月曜日から金曜日まで)

8 サービスの営業及び提供時間

- * 月曜日から金曜日、ただし、年末年始の12月29日から1月3日は休みです。
- * 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分となります。ただし、障がい児相談支援の提供時間は、午前9時から午後5時までです。
- * 台風などで警報が出た場合等は、サービス提供ができなくなることがあります。
 - 午前8時現在、東部大阪に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合
 - 台風以外でも気象状況等により通園バスの運行が困難と判断される場合や休園する必要があると判断した場合

9 職員の職務内容

(1) 管理者

- センターの運営管理を行います。
- 職員を指導し、センター組織のリーダーシップを発揮します。
- お子さんのニーズや地域の状況を考慮し、障がい児相談支援の方針や目標を立てます。
- 地域の保健・福祉関係機関や教育機関、行政機関などと連携し、支援体制の構築や情報交換を行います。

- 児童福祉や障がいに関する法令や規制を遵守し、センターの運営を法的に適切に対応します。

(2) 相談支援専門員

【個別相談支援】

- お子さんと保護者さまからの相談に応じ、ニーズや課題を把握し、適切な支援を提供します。

【支援プランの策定】

- お子さんや保護者さまからのニーズに基づき、適切な支援プランを立案します。
- お子さんの発達段階や特性、家庭環境などを考慮し、具体的な支援の方針や目標を設定します。

【支援プログラムの提供】

- 療育プログラムや心理的な支援、家族支援など、多様な支援プログラムを提供します。

【関係機関との連携】

- 学校、医療機関、地域の支援組織などと連携し、継続的な支援体制を構築します。
- 多職種間の連携を促進し、お子さんや保護者さまに適切な支援を提供するための情報共有を行います。

【個別ケースの評価とモニタリング】

- 定期的に評価し、支援プランの適切さや効果をモニタリングします。
- 状況の変化や新たなニーズに応じて、支援プランを柔軟に調整します。

10 支援サービス

(1) 障がい児相談支援利用計画(以下「利用計画」といいます。)の作成

- お子さんのご家庭を訪問したり、保護者さまからの面談を受けたりして、お子さまの心身の状況、置かれている環境等を把握のうえ、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、利用計画を作成します。

(2) 利用計画の作成の流れ

- ① お子さん、及び保護者さまの希望並びに把握した解決すべき課題に基づき、利用計画の原案を作成します。
- ② センターは、サービス等の担当者を招集して、担当者会議を開催し、利用計画の原案に専門的見地の意見を求めます。
- ③ 利用計画に位置付けたサービス等について、自立支援給付の対象の有無を区分したうえで、保護者さま及びその家庭等に対して説明し、同意を得て決定します。

(3) 利用計画作成後の便宜の供与

- 利用計画の作成後も、保護者さま及びその家族等、障がい児サービス事業者等と継続的に連絡をとり、利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(4) 利用計画の変更

- お子さんや保護者さまが利用計画の変更を希望された場合、または事業者が利用計画の変更が必要と判断しました場合は、お子さんや保護者さまと事業者双方の合意に基づき、利用計画を変更します。

(5) 入所施設等への紹介

- お子さんが居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、またはお子さんが指定障がい児入所施設等への入所や入院を希望する場合には、施設等への紹介、その他の便宜の提供を行います。

11 申込み(利用)手続き

- 利用契約書に基づき、契約します。申込みの際には、必ず「通所受給者証」「印鑑」等をご用意ください。

12 障がい児相談支援利用援助費について

- 報酬の全額が市町村から事業所に支給されるため、自己負担はありません。

○ 障害児相談支援給付費

- (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)(1月につき、2,027単位)
- (2) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)(1月につき、1,927単位)
- (3) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)(1月につき、1,842単位)
- (4) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)(1月につき、1,792単位)
- (5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)(1月につき、1,692単位)
- (6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)(1月につき、815単位)

○ 継続障害児支援利用援助費

- (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)(1月につき、1,724単位)
- (2) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)(1月につき、1,624単位)
- (3) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)(1月につき、1,527単位)

- (4) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)(1月につき、1,476単位)
- (5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)(1月につき、1,376単位)
- (6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)(1月につき、662単位)

【各種加算の内容】

- ・初回加算
- ・入院時情報連携加算Ⅱ
- ・医療・保育・教育機関等連携加算
- ・サービス担当者会議実施加算
- ・行動障害支援体制加算
- ・精神障害者支援体制加算
- ・入院時情報連携加算Ⅰ
- ・退院・退所加算
- ・集中支援加算
- ・サービス提供時モニタリング加算
- ・医療児者支援体制加算

※ 障害児相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(障がい児相談支援対象保護者が償還払いを希望する)場合は、障害児相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に障害児相談支援給付費の支給を申請してください。

13 提供する障がい児相談支援の利用者負担額について

こうつひ 交通費	通常の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して障がい児相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。	
	公共交通機関を利用した場合	じっぴそうとうかく 実費相当額
	事業所の自動車を使用した場合	じぎょうしょ 事業所から5キロメートル未満 1回(片道)につき100円 じぎょうしょ 事業所から5キロメートル未満 1回(片道)5キロごとにつき100円

14 交通費の支払い方法について

交通費について、障がい児相談支援を利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。障がい児相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

① ゆうちょ銀行にて引き落としをさせていただく方法

○ 当事業所では、預金口座からの口座振替(自動引き落とし)を行っています。ご負担軽減、安全性の確保、事務処理の合理化の考えから、この方式によるお支払いをお願いしております。ご理解ご協力をお願いします。

✚ ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行

✚ 口座振替日:当月分を翌月20日に自動引き落とし

✚ 引き落とし手数料:無料(当事業所負担)

※ 口座振替確認をもって領収とさせていただきます。

② 保護者さまが直接振り込む方法

○ 上記の口座振替(自動引き落とし)ができない場合は、ご利用者様が直接振り込んでいただくことになります。ご負担をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

✚ 振込先:三井住友銀行 門真支店 普通 4156637

✚ 振り込み期限:当月分を翌月20日までに振り込みをお願いします

✚ 振り込み手数料:保護者さま負担

※ 振り込み確認をもって領収とさせていただきます。

○ 現金の支払いは、受付けていませんので、よろしくお願いいたします。

※ 滞納について

お支払いできない理由があれば、ご相談ください。理由なく滞納が続く場合は、契約の終了や、翌年度の契約や他のサービスの利用をお断りすることがあります。

くじょうとうもうしたてさき

15 苦情等申立先

<p>とうじぎょうしょ 当事業所</p> <p>せきにんしゃ ちよう くらさわ ゆうき 責任者:センター長 倉澤 裕基</p> <p>たんどうしゃ じちよう たみや ゆうすけ 担当者:センター次長 田宮 雄介</p> <p>ちいきしえん ちよう なかもと たかひろ 地域支援グループ長 中本 卓宏</p>	<p>うけつけじかん へいじつごぜん じ ごご じ 受付時間:平日午前9時~午後5時</p> <p>ど にち しゅくじつ きゅうえん び のぞ ※土・日・祝日、休園日を除く</p> <p>てんわばんごう 電話番号:072-883-1680</p>
<p>かどまし ぶ せいさくか 門真市こども部こども政策課</p> <p>じゅうしょ おおさかふかどまちなかまち 住所:大阪府門真市中町1-1</p>	<p>うけつけじかん へいじつごぜん じ ごご じ ぶん 受付時間:平日午前9時~午後5時30分</p> <p>ど にち しゅくじつ がつ にち がつ にち のぞ ※土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く</p> <p>だいひよう (06)6902-1231代表</p>
<p>おおさかふしやかいふくしきょうぎかい うんえいてきせいはいんかい 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会</p> <p>じゅうしょ おおさかしちゅうおうくなかでら 住所:大阪市中央区中寺1-1-54</p> <p>おおさかしゃかいふくししどう かい 大阪社会福祉指導センター1階</p>	<p>うけつけじかん ごぜん じ ごご じ 受付時間:午前10時~午後4時</p> <p>ど にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ ※土・日・祝日、年末年始を除く</p> <p>てんわばんごう 電話番号:06-6191-3130</p> <p>ばんごう FAX番号:06-6191-5660</p> <p>メールフォーム: <u>おおさかふしやかいふくしきょうぎかい</u> 大阪府社会福祉協議会</p>

きんきゅう じ たいおう

16 緊急時の対応

- お子さんの病状急変等の緊急時には、速やかに保護者さまや医療機関に連絡を行い、対応してまいります。

そんがいばいしょうほけん かにゆう

17 損害賠償保険への加入

- 当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋栄福祉会が社会福祉法人全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害賠償」に加入しています。

ひじょうさいがい じ たいさく

18 非常災害時の対策

- 月に一度、火災や地震を想定して避難訓練を実施します。
- 防火管理者 門真市民プラザ長（当事業所は、門真市民プラザの一部になりますので、門真市民プラザで一体的に届出しています。）

<p>ぼうかせつび 防火設備</p>	<p>じどうかせいほうちき • 自動火災報知機</p> <p>ぼうかどびら • 防火扉</p> <p>ひじょうつうほうそうち • 非常通報装置</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p>	<p>ゆうどうとう • 誘導灯</p> <p>も ほうちき • カス漏れ報知器</p> <p>せつび • スプリンクラー設備</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p>
------------------------	---	-------------------------------	--	-------------------------------

- しんしん きず けんぜん せいちよう はったつ そこ こうい おこな
こどもの心身を傷つけ、こどもの健全な成長や発達を損なう行為は、行いません。
- しんたいできぎやくたい しんりてできぎやくたい せいてできぎやくたいどう
(身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等)
- ぎやくたいぼうしいんかい せっち
虐待防止委員会を設置します。
- たい じゅうだい けんりしんがい こうい かん ゆる まも
こどもに対する重大な権利侵害になる行為に関しては、それを許さず、こどもを守っていきます。
- ぎやくたい うたが ばあい くび うえ きずとう ばあい かどましたんとうぶしょ じどう
虐待が疑われる場合や首から上のケガ、傷等があった場合などは、門真市担当部署や児童相談所等に通告する義務があります。
- ふてきせつ よういく いた そうだん ばあい せんもん かいけつ む いっしょ かんが
不適切な養育に至らないよう相談があった場合は、専門スタッフとともに、解決に向け一緒に考え、必要な支援を行います。

(2) 身体拘束について

- きんきゆう え ばあい のぞ しんたいこうそく おこな まんいち こ せいめいまた しんたい
緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。万一、お子さんの生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、保護者の承諾を得るとともに、期間及び必要性等の記録を行います。
- しんたいこうそく しょうがいしゃふくししせつどう しょうがいしゃぎやくたい ぼうし たいおう てび れいわ
身体拘束については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和5年7月 厚生労働省)に基づいて対応します。

(3) 人権の擁護について

- じんけん ようご じんけん ようごおよ ぎやくたいぼうしどう しょうがいしゃぎやくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい
人権の擁護及び虐待防止等については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」に基づいて対応します。

22 協力医療機関

- しゃかいりょうほうじんそうせいかい そうせいびょういん
社会医療法人蒼生会 蒼生病院
かどましおおあぎよち ばんち 門真市大字横地596番地 でんわばんごう 電話番号:072-885-1711
- げ か せいけいげ かどう
(外科・整形外科等)
- いりょうほうじんもうじんかい せつなんそうごうびょういん
医療法人孟仁会 摂南総合病院
かどましやなぎまち ばん ごう 門真市柳町1番10号 でんわばんごう 電話番号:06-6906-0300
- ないか じゅんかんきか せいけいげ か のうしんけいげ か しょうにかどう
(内科・循環器科・整形外科・脳神経外科・小児科等)

23 提供するサービスの第三者評価の実施

- れいわ ねんど していかんりしゃ げんざい れいわ ねん がつ にちじてん
令和6年度より指定管理者となるため、現在(令和6年4月1日時点)のところ
みじっし こんご ねんかん あいだ かいじっし やてい
未実施です。今後、3年間の間に1回実施する予定です。

じゅうようじこうせつめいかくにんしよ

重要事項説明確認書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

かどましりつ ほったつしえん しょう じそくだんしえん ていきよう ほんしりよう
門真市立子ども発達支援センターの障がい児相談支援サービスの提供について、本資料に
おおさかふしていしょうがいじつうしよしえん じぎょうしゃ していなら していつうしよしえん じぎょうとう じんいん せつびおよ
より「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及
うんえい かん きじゆん さだ じょうれい へいせい ねんおおさかふじょうれいだい ごう だい じょう きてい もと
び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104号）」第13条の規定に基づ
つうしよきゆうふけていほごしゃ せつめい おこな
き、通所給付決定保護者さまに説明を行いました。

せつめいねんがっぴ
説明年月日

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎょうしゃ
(事業者)

門真市立子ども発達支援センター共同事業体代表法人

しよざいち
所在地

大阪府門真市北島町12番20号

ほうじんめい
法人名

社会福祉法人 晋栄福祉会

だいひょうしゃめい
代表者名

理事長 濱田 和則

印

じぎょうしよめい
事業所名

門真市立子ども発達支援センター

せつめいしゃしめい
説明者氏名

印

わたし ほんしりよう もと じょうき じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う
私は、本資料に基づいて上記事業者から重要事項の説明を受けました。

ほごしゃ
保護者さま

じゅうしよ
住所 門真市

しめい
氏名

ぞくから
(続柄:)

こ なまえ
お子さんの名前

ていきようかいしよていねんがっぴ
サービス提供開始予定年月日

れいわ ねん がつ にち よてい
令和 年 月 日(予定)

